

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成 27 年度決算

・ 歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	61,596	交通安全対策特別交付金	60,941
雑 収 入	1	諸 支 出 金	455
預託金利子収入	1	通告書送付費支出金	430
小切手支払未済金収入	0	賠償償還及払戻金	25
前年度剰余金受入	9,386	予 備 費	—
合 計	70,984	合 計	61,397

※百万円未満の計数を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。  
 ※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

・ 一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる理由

(一般会計からの繰入金の額) . . . . . 61,596 百万円  
 (予算に計上した繰入金の額) . . . . . 67,348 百万円  
 (繰入金の額が予算に計上した額と異なる理由)

道路交通法附則第 16 条第 1 項の規定による交通安全対策特別交付金は、道路交通法第 128 条第 1 項の規定により納付された反則金を原資としているため。

・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 9,587 百万円  
 (剰余金が生じた理由)

道路交通法附則第 18 条の規定により、平成 27 年度に交付する交通安全対策特別交付金は、平成 27 年 2 月から平成 28 年 1 月までの期間の収納に係る交通反則者納金等を基礎として交付することとされており、平成 28 年 2 月から平成 28 年 3 月に収納された交通反則者納金は、平成 28 年度 9 月期の交通安全対策特別交付金として交付すべき額とされているため。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律」第 8 条第 1 項の規定により、交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰り入れることとされている。

お問い合わせ先  
 警察庁長官官房会計課決算係  
 TEL 03-3581-0141 (内線) 2237